

国立大学法人東京農工大学特定有期雇用職員就業規則の一部改正

国立大学法人東京農工大学特定有期雇用職員就業規則を次のとおり改正する。

現行	改正	備考
<p>第2章 人事</p> <p>第1節 採用</p> <p>(労働契約の期間及び契約更新)</p> <p>第7条 特定有期雇用職員の労働契約の期間は、特定プロジェクト等、特定業務又はURA業務の存続期間の範囲内に限り、<u>5</u>年の範囲内で特定プロジェクト等、特定業務又はURA業務ごとに定めるものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>第7条の4 前2条の規定により期間の定めのない労働契約に転換した特定有期雇用職員<u>(以下「期間の定めのない特定有期雇用職員」という。)</u>については、引き続きこの規則を適用するものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>第6節 退職</p> <p>(退職)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>2 <u>期間の定めのない</u>特定有期雇用職員は、第6条に規定する年齢に達した日の属する年度の末日をもって退職とし、<u>特定有期雇用職員</u>としての身分を失う。</p> <p>第7節 解雇、降任</p> <p>(解雇)</p> <p>第18条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 特定有期雇用職員の従事している特定プロジェクト等、特定業務又はURA業務に係る外部資金が受入終了又は縮小となったときは、役員会の議を経て、特定有期雇用職員を解雇することができる。</p>	<p>第2章 人事</p> <p>第1節 採用</p> <p>(労働契約の期間及び契約更新)</p> <p>第7条 特定有期雇用職員の労働契約の期間は、特定プロジェクト等、特定業務又はURA業務の存続期間の範囲内に限り、<u>10</u>年の範囲内で特定プロジェクト等、特定業務又はURA業務ごとに定めるものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>第7条の4 前2条の規定により期間の定めのない労働契約に転換した特定有期雇用職員については、引き続きこの規則を適用するものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>第6節 退職</p> <p>(退職)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>2 <u>期間の定めのない労働契約に転換した</u>特定有期雇用職員は、第6条に規定する年齢に達した日の属する年度の末日をもって退職とし、<u>期間の定めのない労働契約に転換した特定有期雇用職員</u>としての身分を失う。</p> <p>第7節 解雇、降任</p> <p>(解雇)</p> <p>第18条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 特定有期雇用職員(<u>期間の定めのない労働契約に転換した特定有期雇用職員を含む。</u>)の従事している特定プロジェクト等、特定業務又はURA業務に係る外部資金が受入終了又は縮小となったときは、役員会の議を経て、<u>当該</u>特定有期雇用職員を解雇することができる。</p>	

附 則(規則第4号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。